

証券コード 4918

発送日 令和5年6月14日

電子提供開始日 令和5年6月8日

株 主 各 位

東京都港区赤坂六丁目18番3号

株式会社 アイビー化粧品

代表取締役社長 白 銀 浩 二

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがとうございますとお礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。以下よりご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.ivy.co.jp/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「アイビー化粧品」と入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 令和5年6月29日(木曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区赤坂六丁目18番3号
当社1階会議室(末尾「株主総会会場案内図」ご参照) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第48期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項
第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件 |

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、令和5年6月28日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使してくださいませよう、お願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

(1) QRコードを読み取る方法[スマート行使]

スマートフォンまたはタブレット端末で、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取り、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を前記の期限までにご入力ください。なお、スマート行使での議決権行使後、行使内容を変更される場合は、(2)の議決権行使コード・パスワードを入力する方法にて、再度議決権行使をお願いいたします。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

(2) 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を前記の期限までにご入力ください。

【書面による議決権行使のご案内】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

(1) 書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

・当日は株主様のみご入場いただけます。代理出席の場合、代理人の方も株主様であることが必要です。代理人として行使する議決権行使書用紙及び代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。

・会社法改正により、電子提供措置事項を記載した書面について、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。なお電子提供措置事項のうち、法令及び当社定款第23条第2項において一部の記載を省略することができることとされていますが、本株主総会においては一切の省略をしておりません。そのため、書面交付請求をされた株主様におかれましては、本招集ご通知と同様のものが送付されることとなります。

・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<https://www.ivy.co.jp/>)及び東証ウェブサイトに修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、海外情勢等による金融資本市場の変動、物価上昇、供給面での制約等、まだまだ厳しい状況が続いているものの、With コロナの下で各種政策の効果もあって経済社会活動の正常化が促進されました。

新型コロナウイルス感染症流行の影響により大幅に規模縮小した当化粧品業界は、経済活動の再開が見られたものの依然として厳しい状態が続き、令和4年の年間化粧品販売金額は前年比6%減（出典：経産省生産動態統計）の推移となりました。

これまでの活動制限からオンライン販路の拡大、顧客コミュニケーションの強化、デジタルカウンセリングの定着、ライフスタイル提案型商品の訴求などにより、“おうち美容”への関心やスキンケア、スペシャルケアの需要が定着してきました。また、マスク着用の緩和や外出機会の増加、夏場は猛暑日が特に多くなったことから紫外線対策や美白スキンケアに対する意識の高まり、百貨店などの商業施設で製品お試しなど対面型サービスが復活したことで店頭カウンセリング活動の活発化が見受けられます。その結果、いわゆる“ご褒美需要”や“リベンジ消費”等、美意識の高い消費者により化粧品需要全体が高まる結果となりました。一方で生活必需品の相次ぐ値上げにより、化粧品への支出を抑える傾向も散見されました。

訪問販売化粧品市場では、チャンネルを横断した展開が拡大・加速し、企業間競争は激しさを増しております。人を介したサービスを機軸にする訪問販売業界では、生活様式の変化に伴う販売活動の変化や離客などにより市場は縮小傾向となっております。また、中・高齢層を中心とした需要へとシフトが進むなか、若年層の新規顧客・販売員の獲得、インターネットを用いた情報収集によって気軽に購入するという消費者ニーズの変化に対応することも重要な成長課題となっております。各社の強みを活かしながら「職業としての販売員の魅力」や、「活動意欲を高める教育制度の点検・見直し・充実」を推進し、新たな顧客との接点拡大と愛用者獲得に向けた取り組みがなされています。物質的な豊かさより精神的な豊かさが求められる傾向にある昨今の消費スタイルや多様化する消費者層に対応するため、SNSやオンラインカウンセリングサービス、動画配信などのデジタルを活用した非接触型のコミュニケーション戦略を積極的に推進し、これまで培ってきた顧客との絆を大切に、より身近な存在であり続け、柔軟性のある販売・サービス体制の構築・提供はもとより、訪問販売だからこそできる価値、すなわち誠実・信頼を顧客に提供し続けられています。

このような状況のもとで、当社は企業理念「愛と美と豊かさの実践と追求」に基づき、コア事業である訪問販売領域の販売組織満足を獲得するとともに、すべてのステークホルダーの満足度向上を目指し、企業活動に邁進してまいりました。

当事業年度も、「私はアイビー」という当社の訪問販売にかかわる方が、当社の目指す志や生き方を自身の生き方と捉えて誇りと喜びをもち、「日本の女性の肌を常に美し

くし続けること」を全国の販売組織とともに改めて共有し、取り組んでまいりました。

また、With コロナであっても変えてはいけない当社の強みである「理念」、「独自価値」を大切に、多くの方が自己の夢に向かって挑戦し本来の輝きや広がりを取り戻せるよう、リアルコミュニケーションにより“同じ志を持つ仲間づくり”“真の愛用者づくり”を推進してまいりました。

当事業年度においては、「薬用スカルプケア システムシグナル」(育毛剤) (医薬部外品)、機能性表示食品「グルコサミン ゼリーNA」(消費者庁届出番号: G1014)、顔・体・髪用保湿オイル「エクラ デュール」、メーク製品「チュリエ 新色プレミアム」を新発売し、顧客拡大、並びに顧客満足向上に努めてまいりました。

経営基盤強化につきましては、「安定利益基盤の再構築」、「財務基盤強化のための資金調達」、「有効戦略の選択と集中」、「製品開発・生産領域の経営資源を最大化することを目的とした訪販事業とカニバリゼーションを起こさない業務提携」、「最小在庫コントロールによる在庫適正化推進」、「コーポレートガバナンス体制の強化」等の重要課題を「取締役会」、「経営会議」、「戦略統合会議」、「特命プロジェクト」において実行してまいりました。

実務面においても新規基剤の開発及び製品開発の推進、AI画像認識を活用した肌解析システムの普及促進、製造原価の継続的低減活動、需要予測と原材料調達計画の精度向上、ISO品質マネジメントシステムの運用推進、売上債権回収の促進、経費予実管理の徹底及び固定費の圧縮、育児・介護休業法改正に伴う対応、インボイス制度への対応準備、コンプライアンスの継続強化等に取り組んでまいりました。

売上面におきましては、緊急事態宣言の発出まではなかったものの、新たな変異種のオミクロン株の猛威が続き、上半期においては、販売組織の研修動員、新規顧客の獲得、販売員の増員が低迷しました。秋口から、次第に脱コロナの動きとなり、徐々に販売活動が回復してまいりました。そのような状況のもと、美容液やスキンケア新製品を中心に、販売会社が販売組織づくりの推進、稼働率の向上を通して販売会社のビジョンを実現できるよう販売しやすい環境、及び仲間づくり、愛用者づくりの支援に取り組んでまいりました。その結果、「レッドパワー セラム」「ホワイトパワー セラム」につきましては、前事業年度よりも受注が増加しました。一方、対面教育機会の回復や、販売活動においてもリアルコミュニケーションが戻ってきたとはいえ、長引くコロナ禍が影響し、レギュラー製品については、苦戦が続きました。

一方、利益面におきましては、当事業年度は原価率が高めの仕入商品が少なく生産数が平常水準に回復してきていること、及び棚卸資産の評価損が減少したことにより、売上原価率は前事業年度比3.2ポイント減の28.2%となりました。しかしながら、売上高が前事業年度比16.7%減となった影響が大きく、売上総利益は前事業年度比12.9%減となりました。販売費及び一般管理費につきましては、経費使用方針に基づく予算管理を徹底した結果、前事業年度比8.9%減となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,942,229千円(前事業年度3,534,133千円、16.7%減)、営業損失は18,067千円(前事業年度営業利益83,280千円)、経常損失は21,565千円(前事業年度経常利益81,713千円)、また営業拠点の再編による事業改革費が発生し、特別損失を75,656千円計上したこと、及び直近事業年度において経営計画が未達の状況が続いているため繰延税金資産を156,684千円取り崩し、繰延税金負債を118,793千円計上し、税金費用等を275,478千円計上したことにより、当期純損失は384,612千円(前事業年度純利益40,375千円)となりました。

部門別の販売実績につきましては、次のとおりであります。

[化粧品部門]

イ. スキンケア

令和4年12月に、顔・体・髪用保湿オイル「エクラ デュール」を発売し、顧客満足向上に努めました。スキンケア全体の売上高は2,047,444千円（前事業年度比19.9%減）となりました。

ロ. メークアップ

令和5年2月に、「チュリエ 新色プレミアム」を発売し、顧客満足向上に努めました。メークアップ全体の売上高は231,624千円（同0.9%増）となりました。

ハ. ヘアケア

令和4年6月に、「薬用スカルプケア ステムシグナル」〈育毛剤〉（医薬部外品）を発売し、顧客満足向上に努めました。ヘアケア全体の売上高は273,359千円（同64.0%増）となりました。

ニ. その他化粧品

新製品の発売はなく、その他化粧品全体の売上高は24,482千円（同19.2%減）となりました。

以上、化粧品部門の売上高は2,576,911千円（同13.6%減）となりました。

[美容補助商品]

令和4年12月に、機能性表示食品「グルコサミン ゼリーNA」（消費者庁届出番号：G1014）を発売し、顧客満足の向上、健康需要及び健康食品市場の拡販に努めてまいりました。美容補助商品全体の売上高は339,610千円（同35.2%減）となりました。

[化粧雑貨品等]

新製品の発売はなく、売上高は25,707千円（同10.1%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は、23,969千円であります。主なものは、美里地区エアコン更新5,805千円、美里工場給排水等設備更新4,763千円、美里工場機械装置4,471千円、開発研究所測定器2,475千円、OA機器5,064千円であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、令和4年5月に第3回新株予約権が行使され7,800千円を調達、令和4年9月に短期借入金50,000千円、長期借入金80,000千円を調達しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。
- ⑧ その他の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第45期 (令和2年3月期)	第46期 (令和3年3月期)	第47期 (令和4年3月期)	第48期 (当事業年度) (令和5年3月期)
売 上 高 (百万円)	3,832	3,426	3,534	2,942
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	24	6	81	△21
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	45	△23	40	△384
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△) (円)	4.12	△13.74	2.33	△85.19
総 資 産 (百万円)	4,871	4,715	4,352	3,854
純 資 産 (百万円)	1,501	1,513	2,267	1,982
1株当たり純資産額(円)	129.87	131.20	261.39	201.54

(注1) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、A種優先配当の会計期間に係る支払想定額を控除し算定しています。1株当たり純資産額は、A種優先株式に係る資本金及び資本剰余金を控除し算定しております。

(注2) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第47期の期首から適用しており、第46期に係る各数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

不況知らずといわれてきた化粧品業界ですが、新型コロナウイルス感染症を起因とした社会構造の変化は最も深刻な課題となっており、アフターコロナ時代の国内化粧品市場は大きなターニングポイントを迎えています。SNSの普及により国内に留まらず、海外に向けて企業が消費者と直接コミュニケーションを取れるようになり、消費者ニーズに応じた施策をダイレクトに訴求するビジネスモデルが確立しています。

異業種の化粧品分野への参入、国内需要減少をカバーするためグローバルに海外販売網を広げる動きも加速しており、今後も企業間競争は激しさを増し、各企業とも企業価値の向上が必須となってきております。

訪問販売化粧品市場においては、環境変化対応力や若い世代の顧客獲得も重要な課題となっており、リアルコミュニケーションと合わせて今後もオンラインカウンセリング、非接触型エステティックサービス等のビジネスモデルのDX化が進展すると考えております。

そうした状況下、「愛と美と豊かさの実践と追求」の理念のもと、長期ビジョンである「日本の肌はアイビーがつくる」の実現を目指してまいります。その過程を通して、当社にかかわるすべての人が、幸せになれる事業を目指してまいります。

直近の重要課題といたしましては、財務体質の改善、販売組織の再構築を最優先に取り組むべきものと考えております。具体的には、目標売上高を達成するための営業サポート体制の構築、安定的なキャッシュフローを生む収益基盤の構築、棚卸資産の適正化等に取り組んでまいります。

当社は、売上に対する利益のレバレッジが高いという特徴を持っているため、目標売上高の達成を最重要視しておりますが、同時にバランスの良い経営状態を目指すために、KPI（経営重要指標）として、自己資本比率60%、売上高経常利益率15%、棚卸資産回転期間6ヶ月を目標として掲げております。目標を達成できるように努めてまいります。

また、変えてはいけない当社の強みは活かし、時代の変化によって変えていく必要があるものは、時代に合わせてより良い方向へ変化させ、「出会った誰もが成長できる会社」を目指してまいります。一方、環境に配慮した原材料の選択による製品開発等にも取り組み、SDGsが目指す持続可能な開発目標を念頭におき事業活動を通して社会貢献を果たしてまいります。

次期の営業政策としましては、「Good-Byeコロナ禍」運動を行い、直近約3年間開催動員が低迷していたホームパーティや各種研修への動員を図ってまいります。また、販売ファミリー単位での営業支援活動を行ってまいります。地域拠点も生かし、美容支援の基本活動を滞らせないサービスを行ってまいります。それらの実行を通して基幹レギュラー製品販売の拡大、新製品「アイビーアトラクティ」シリーズ(令和5年6月発売予定)、「レッドパワー セラム」、「ホワイトパワー セラム」等の販売拡大を図ってまいります。

製品政策としましては、自信と誇りを持った製品づくりにこだわり、当社創業50周年(令和8年度)に向けた製品の研究開発を行ってまいります。

生産管理体制においては、新・強化製品の需要予測の精度向上を図り、販売ロス、在庫ロスの低減を図ってまいります。また、資材・原料の調達額のコントロールの徹底を図ってまいります。

財務政策としましては、財務基盤の再構築を最優先課題とし、キャッシュフローの改善に継続して取り組んでまいります。具体的には、売上高の月次予算の達成、製品別需要予測精度の向上、棚卸資産の低減、原価コントロール、経費の月次コントロール、販促費等の費用対効果の検証の徹底、売上債権チェック機能の強化を推進してまいります。

また、海外での販売等、訪問販売事業以外の売上顕在化を推進してまいります。
株主の皆様におかれましては、何卒一層のご理解と変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（令和5年3月31日現在）

当社は下記製商品の製造及び販売を行っております。

部	門	主要製商品名称
化粧品	スキンケア	レッドパワー セラム ホワイトパワー セラム【医薬部外品】
		アイビー プレステージ アイビーコスモス II ラ ベーシック リ ホワイト【全品医薬部外品】
		ディーパス QD【全品医薬部外品】 ディーパス
	メイクアップ	チュリエ
	ヘアケア	ヘアブライマリー

※その他、ボディケア、メンズケア、健康食品、美容機器等を販売。

※当事業年度中に発売された新製品

令和4年6月 薬用スカルプケア ステムシグナル【医薬部外品】

令和4年12月 グルコサミン ゼリーNA

エクラ デュール

令和5年2月 チュリエ 新色プレミアム

(6) 主要な営業所及び工場（令和5年3月31日現在）

事業所名	所在地	事業所名	所在地
本社	東京都	山陰事業部	鳥取県
京都推進部	京都府	九州事業部	福岡県
大阪推進部	大阪府	美里工場	埼玉県
東日本事業部	東京都	開発研究所	埼玉県
関西事業部	大阪府	物流センター	埼玉県

（注）令和5年4月1日付けで京都推進部を営業本部京都に、大阪推進部を営業本部大阪に、東日本事業部、関西事業部、山陰事業部ならびに九州事業部を営業本部直轄に変更しております。

(7) 使用人の状況（令和5年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
131 (20) 名	△5 (0) 名	44.7歳	16.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、準社員、パート、派遣社員及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。なお、就業員数は休職者を除いて計算しております。

(8) 主要な借入先の状況（令和5年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	405百万円
株式会社りそな銀行	240百万円
さわやか信用金庫	63百万円

(注) 上記借入金に保証協会による保証分を、株式会社横浜銀行73百万円、りそな銀行113百万円、さわやか信用金庫63百万円、それぞれ含んでおります。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

a. コベンナツ等の状況

(i) 平成30年8月締結の横浜銀行との長期借入金契約において、財務制限条項が付されています。この契約に基づく当事業年度末の借入金残高は、次のとおりです。

契約金額 600百万円

借入実行総額 600百万円

当事業年度末借入金残高 213百万円

期間 7年

(ii) 平成31年3月締結の横浜銀行との長期借入金契約において、財務制限条項が付されています。この契約に基づく当事業年度末の借入金残高は、次のとおりです。

契約金額 400百万円

借入実行総額 400百万円

当事業年度末借入金残高 80百万円

期間 5年

なお、下記①又は②の財務制限条項に抵触した場合には、上記(i)及び(ii)について、期限の利益を喪失します。

①貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は平成30年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

②損益計算上の経常損益につき2期（通期）連続して損失を計上しないこと。

b. A種優先株式

平成30年12月に第三者割当による社債型優先株式を1,000,000千円発行しております。

第一回A種優先株式発行の概況

(1) 発行期日	平成30年12月25日（火）
(2) 発行株式の種類及び数	株式会社アイビー化粧品 A種優先株式（以下「A種優先株式」といいます。） 500,000株
(3) 発行価額	1株につき金2,000円
(4) 発行価額の総額	金1,000,000,000円
(5) 資本組入額	1株につき金1,000円
(6) 資本組入額の総額	金500,000,000円
(7) 割当方法	第三者割当
(8) 第三者割当による割当先	株式会社白銀社
(9) その他	A種優先株式の発行の概要は以下のとおりです。 ①A種優先株式の優先配当金は、1株当たり60円（発行価額の3%）としており、A種優先株式の株主は普通株主に優先して配当を受け取ることができます。 ②A種優先株式の配当につき、累積・非参加条項を定めております。 ③A種優先株式の残余財産の分配については、普通株式と同順位と定めており、発行価額を上限としております。 ④A種優先株式には、議決権がありません。 ⑤A種優先株式には、普通株式への転換権がありません。 ⑥A種優先株式には、A種優先株主の意思に関わらず、当社の取締役会が別に定める日において、法令上可能な範囲で、取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができます。

c. 当社は、令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会決議に基づき、同日付けで監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 株式の状況（令和5年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

普通株式	16,000,000株
A種優先株式	1,000,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式	5,104,000株
第一回A種優先株式	500,000株

(3) 株主数

普通株式	4,372名
第一回A種優先株式	1名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社白銀社	普通株式 6,624百株 A種優先株式 5,000百株 合計 11,624百株	21.3 %
株式会社ブリーズ	普通株式 2,300	4.2
アイビー化粧品取引先持株会	普通株式 1,779	3.2
安藤英基	普通株式 1,472	2.6
白銀恵美子	普通株式 1,301	2.3
白銀浩二	普通株式 1,282	2.3
安藤英雄	普通株式 1,240	2.2
越智通武	普通株式 985	1.8
楽天証券株式会社	普通株式 923	1.6
アイビー共栄会	普通株式 881	1.6

(注) 1. 持株比率は自己株式(147,598株)を除く発行済株式の総数に対する持株数の割合であります。なお、自己株式には、従業員向け株式交付信託が所有する当社株式(36,719株)、及び役員向け株式交付信託が所有する当社株式(46,565株)は含んでおりません。

2. 第一回A種優先株式500,000株については、議決権がありません。

3. 新株予約権等の状況

令和4年2月16日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権
ア. 本新株予約権の概要

新株予約権の総数	12,200個 本第3回新株予約権 10,000個 本第4回新株予約権 2,200個
新株予約権の目的である株式の種類と数	1,220,000株（新株予約権1個につき100株） 本第3回新株予約権 普通株式 1,000,000株 本第4回新株予約権 普通株式 220,000株
新株予約権の払込金額	総額7,513,000円 （本第3回新株予約権1個につき715円、本第4回新株予約権1個につき165円）
新株予約権の払込期日	令和4年3月7日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,003,513,000円 （差引手取金概算額：971,473,000円） （内訳） 本第3回新株予約権 新株予約権発行による調達額：7,150,000円 新株予約権行使による調達額：600,000,000円 本第4回新株予約権 新株予約権発行による調達額：363,000円 新株予約権行使による調達額：396,000,000円 差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	当該新株予約権の行使については、自己株式を160,000株充当し、1,060,000株は新株を発行します。これにより、増加する資本金及び資本準備金は、 資本金 450,000,000円 資本準備金 450,000,000円 の予定です。

新株予約権の行使の条件	<p>当初行使価額 本第3回新株予約権 600円 本第4回新株予約権 1,800円</p> <p>本第3回新株予約権については、当社は、行使価額の修正が行われるものとし、割当日以後、本第3回新株予約権の発行要項第17項に定める本第1回新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が600円を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>本第4回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要と判断した場合、当社取締役会の決議により、本第4回新株予約権を行使価額修正型の新株予約権に転換することができ、かかる転換権の行使後は本第4回新株予約権に係る行使価額の修正を行うことができるものとします。この場合の行使価額は、各修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（修正日価額）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が600円（下限行使価額。本第2回新株予約権の発行要項第10項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。</p>
割当先	三田証券株式会社に対して第三者割当の方法によって行いました。

イ. 当事業年度における行使の状況

	本第3回新株予約権	本第4回新株予約権
当事業年度における交付株式数	13,000 株	0 株
当事業年度中に行使された新株予約権の数及び発行総数に対する行使比率	130 個 (発行総数の1.30%)	0 個 (発行総数の0.00%)
前事業年度末時点における未行使の新株予約権の数	10,000 個	2,200 個
当事業年度末時点における未行使の新株予約権の数	9,870 個	2,200 個

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役の状況（令和5年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	白 銀 恵 美 子	
取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	白 銀 浩 二	
取 締 役	中 山 聖 仁	経営管理部長
取 締 役	江 川 和 憲	経営企画室長
取 締 役	白 銀 佳 寿 子	製品企画部担当役員
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	野 本 優	
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 山 圭 史	株式会社ケイハイブ 代表取締役社長
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	緒 方 孝 則	弁護士 日本フエルト株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	和 田 司	公認会計士

- (注) 1. 当社は、令和4年6月29日開催の第47回定時株主総会決議に基づき、同日付けで監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 当事業年度に係る役員 の 重要な兼職の状況は、上記の他、以下のとおりであります。
- ・取締役社長白銀浩二氏は、株式会社白銀社の代表取締役社長を兼務しております。
 - ・取締役白銀佳寿子氏は、株式会社白銀社の取締役を兼務しております。
3. 取締役（監査等委員）和田司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実に図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、野本優氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 社外取締役中山圭史氏、緒方孝則氏並びに和田司氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 令和5年4月1日付け、取締役の担当を次のように変更しております。

氏 名	新役職及び担当	旧役職及び担当
中 山 聖 仁	取締役 管理部、人事部、 お客様相談室 担当役員 兼 経営管理部長	取締役 経営管理部長
江 川 和 憲	取締役 広報企画部、美里工場、 生産管理部 担当役員 兼 経営企画室長	取締役 経営企画室長

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

常務取締役経理部・製品企画部担当役員田島正和氏が、令和5年1月14日付けで死亡により退任しております。

令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会決議に基づき、同日付け監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、監査役（常勤）中尾幸夫氏、監査役（常勤）野本優氏、社外監査役緒方孝則氏、社外監査役和田司氏が、任期満了により退任し、このうち野本優氏、緒方孝則氏、和田司氏が、監査等委員である取締役に就任しております。

令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会決議に基づき、社外取締役中山圭史氏が任期満了により退任し、監査等委員である取締役に就任しております。

(3) 執行役員の状況

当社は執行役員制度を導入しております。令和5年3月31日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員	今 橋 正 道	管理本部長
執行役員	森 祐 治	営業本部長 兼 教育部長
執行役員	室 屋 浩 一	開發生産本部長 兼 美里工場長
執行役員	安 川 英 男	営業本部 京都推進部・大阪推進部担当
執行役員	渥 美 由 季 子	社長室担当
執行役員	木 村 吉 秀	開發生産本部 開発研究所長
執行役員	今 井 浩 太 郎	美容部長
執行役員	湯 浅 宏 司	社長室長
執行役員	大 和 田 宏 章	経理部長

(注) 令和5年4月1日付けで、執行役員を次のように変更しております。また、執行役員今橋氏、森氏、室屋氏、安川氏、渥美氏、今井氏、湯浅氏の執行役員の職を解き、部長職に変更しております。

氏 名	新担当	旧担当
木 村 吉 秀	開発研究所長 兼 第二研究室 担当役員	開發生産本部 開発研究所長

(4) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	310 (0)	310 (0)	- (-)	- (-)	7 (1)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	15 (8)	15 (8)	- (-)	- (-)	4 (3)
監査役 (うち社外監査役)	6 (1)	6 (1)	- (-)	- (-)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	332 (9)	332 (9)	- (-)	- (-)	11 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、令和4年6月29日までの支給分は、平成29年6月29日開催の第42期定時株主総会において月額80百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。決議時点の取締役の員数12名）、令和4年6月29日以降の支給分については令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会において月額60百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。決議時点の取締役の員数6名）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成5年6月29日開催の第18期定時株主総会において月額3百万円以内（決議時点の監査役の員数3名）と決議いただいております。
3. 平成29年6月29日開催の第42期定時株主総会において決議いただいております株式報酬制度（ESOP）につきましては、当事業年度における業績が受給条件を満たしておりませんので、当事業年度における役員株式給付引当金増加額は、該当事項はありません。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、令和4年6月29日開催の第47期定時株主

総会において月額5百万円以内（決議時点の監査等委員である取締役の員数4名）と決議いただいております。

(5) **役員報酬等の内容の決定に関する方針等**

当社は、令和2年11月10日開催の取締役会において、任意の報酬委員会の設置の決議を行いました。また、令和4年6月29日付で監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、報酬委員会の答申を受け、同日付開催の取締役会において「役員報酬に関する決定方針」を改訂しております。

「役員報酬に関する決定方針」は以下のとおりです。

1. 役員報酬に関する基本的な考え方

取締役及び監査等委員である取締役の報酬制度を「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、中長期的企業価値の継続的向上と持続的成長の実現のために、適切ナリスクテイクを行うための仕組み」と位置づけ、以下の4点に基づき、構築・運用する。

- 1) 当社の業績や企業価値との連動を重視し、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気向上を高める制度とする。
- 2) 業務執行の適切な監督・監査によるコーポレートガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職責及び個人に応じた適切な報酬水準・報酬体系とする。
- 3) 報酬決定プロセスの客観性・透明性を確保し、すべてのステークホルダーの皆様から信頼される報酬制度とする。
- 4) 具体的な役員報酬制度の設計については、今後の法制度の動向や社会的な動向を踏まえ、より適切な報酬制度となるよう継続して検討する。

2. 報酬水準

役員報酬の水準については、当社の事業内容及び経営環境における状況を考慮しながら、当社と類似の企業における役員報酬水準を参考に決定します。

3. 報酬構成

(1) 取締役

(a) 報酬構成の割合

取締役の報酬構成の割合（※）は次のとおりとします。

	金銭		株式
	固定報酬	賞与	業績連動（ESOP）
売上高45億円未満またはESOP控除前営業利益5億円未満	100.0%	—	—
売上高45億円以上かつESOP控除前営業利益5億円以上	94.0%	—	6.0%
売上高45億円以上かつESOP控除前営業利益7億円以上	91.5%	—	8.5%
売上高45億円以上かつESOP控除前営業利益9億円以上	89.0%	—	11.0%
売上高45億円以上かつESOP控除前営業利益9億円以上で、さらに業績が特別に良い	75.6%	15.1%	9.3%

（※）賞与については、固定報酬額の2割として算出しております。株式報酬については、現状の取締役構成でのポイント付与基準より算出しております。

(b) 構成内容

(i) 固定報酬

職責の大きさに応じた役位及び個人ごとの、固定の金銭報酬とします。

(ii) 賞与

・短期のインセンティブ報酬として、特段に業績が良かった事業年度に対してのみ支払います。

(iii) 株式報酬

・当社は、令和4年6月29日開催の株主総会決議に基づき、当社の業績及び株式価値と当社取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」といいます。）の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」の延長しております。

・業績連動の株式報酬として、在任期間中に株式交付のためのポイントが付与されることで、中長期視点の株主との、利益とリスクの共有促進を図るものとしています。

・対象期間は、令和4年8月から令和5年7月（対象事業年度 令和4年度から令和5年度）までの1年間としております。また、付与条件は「当該事業年度における売上高45億円以上かつESOP控除前の営業利益が5億円以上」としております。また、対象期間の延長を行うことがあります。

・取締役に対する株式等の交付等は取締役の退任時としています。

・各事業年度において付与されるポイントは、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日に、役位及び業績に応じたポイントを付与します。

・株式報酬におけるポイントの計算は下表のとおりとしています。

付与ポイント = A + B

A : 異動前の基礎ポイント × 在位期間月数 ÷ 12

B : 異動後の基礎ポイント × 在位期間月数 ÷ 12

(基礎ポイント)

職位	売上高45億円以上かつESOP控除前営業利益9億円以上	売上高45億円以上かつESOP控除前営業利益7億円以上	売上高45億円以上かつESOP控除前営業利益5億円以上
代表取締役社長	4,000	3,000	2,000
取締役会長	700	500	400
取締役副会長	500	400	300
取締役副社長	1,000	800	600
専務取締役	800	600	400
常務取締役	600	400	300
取締役 (※監査等委員である取締役を除く)	400	300	200

(注) 各株式受給権者に交付される会社株式の数は、当該株式受給権者に付与されたポイント（なお、疑義を避けるため記載するに、失効したポイントを含まない）に1.0

(但し、会社株式について、株式分割、株式併合、株式無償割当て等、1ポイント当たりの交付株式数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じた合理的な調整を行った比率とする。以下「換算率」という)を乗じた数(小数点以下切り捨て。以下本条において同じ)とする。

(2) 監査等委員である取締役

(a) 報酬構成の割合

監査等委員である取締役の報酬構成の割合は次のとおりとします。

(i) 固定報酬

職責の大きさに応じた役位及び個人ごとの、固定の金銭報酬とします。

(ii) 賞与

・短期のインセンティブ報酬として、特段に業績が良かった事業年度に対してのみ支払います。

	金銭		株式
	固定報酬	賞与	業績連動 (ESOP)
特段に業績が良くない	100.0%	—	—
特段に業績が良い	83.3%	16.7%	—

(※) 賞与については、固定報酬額の2割として算出しております。株式報酬については、監査等委員である取締役を対象としておりません。

(b) 構成内容

固定報酬

監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性の一層の強化を重視し、金銭報酬のみとし、株式報酬 (ESOP) は支給しません。

4. 報酬ガバナンス

(1) 報酬委員会

当社は役員 (本方針において「取締役及び監査等委員である取締役」をいいます。) の報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性を確保すること等を目的として、独立社外取締役を含む任意の報酬委員会 (本方針において「報酬委員会」といいます。) を設置しております。

(2) 報酬の決定方法

役員の報酬に関する基本方針である本方針は、報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しています。

また、取締役の個人別の報酬額は、本方針に基づき、各取締役の職責、役割、貢献度、業績の評価等に基づき報酬委員会で決定します。

監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定します。

5. 役員報酬枠

役員の報酬額は、株主総会で決議された以下の報酬枠の範囲内で決定します。

なお、当社は役員退職慰労金制度を既に廃止しており、役員退職慰労金は支給しません。

(1) 取締役

・金銭

月額60百万円以内 (使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない)

(令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会で決議)

・株式

1事業年度/118,500千円以内 (株式交付信託に抛出した単価1株7,900円で計算)

当社が取締役に付与するポイントの総数は、1年当たり15,000ポイント (うち社外取締役分は400ポイント) を上限とします。(1ポイント=普通株式1株)

(令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会で決議)

- (2) 監査等委員である取締役
 - ・ 金銭
 - 月額 5 百万円以内
 - (令和 4 年 6 月 29 日開催の第 47 期定時株主総会で決議)

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、①役員、②管理職従業員、③役員と共同被告になったか、他の従業員または派遣社員からハラスメントなどの不当労働行為を理由に損害賠償請求を受けた管理職以上の者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の業務遂行上の過失等を理由として損害賠償請求を受けた場合、その負うべき法律上の賠償責任に問われる損害が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意による背任行為、犯罪行為、詐欺行為、法令違反と裁判所から認定された場合には補填の対象としないこととしております。

(7) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 取締役(監査等委員) 中山圭史氏は、株式会社ケイハイブ代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と同社との間に特別の利害関係はありません。
 - ・ 取締役(監査等委員) 緒方孝則氏は、日本フェルト株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間に特別の利害関係はありません。
- ② 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当する事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会、監査役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会 (7 回開催)		監査役会 (2 回開催)		監査等委員会 (9 回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 (監査等委員) 中山圭史	7 回	100%	—	—	9 回	100%
社外取締役 (監査等委員) 緒方孝則	6 回	85%	2 回	100%	8 回	88%
社外取締役 (監査等委員) 和田司	7 回	100%	2 回	100%	9 回	100%

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第 370 条及び当社定款第 34 条第 2 項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が 8 回ありました。
2. 当社は、令和 4 年 6 月 29 日付け、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
3. 緒方孝則氏及び和田司氏は、当事業年度、監査役会設置会社であった期間において、社外監査役を務めております。
- ロ. 取締役会、監査役会及び監査等委員会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
- ・ 中山圭史氏は、経営全般における高度な知見と幅広い見識から、取締役、経営陣から独立した立場で、企業価値の向上に資する発言を積極的に行っております。ま

た、任意に設置した「報酬委員会」の委員として参加し、役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

- ・緒方孝則氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、監査役会、監査等委員会において当社の内部統制等について必要な助言・提言を行っております。
- ・和田司氏は、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、監査役会、監査等委員会において、当社の経理状況について必要な助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

東光監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24 百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東光監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（会社法第399条の13第1項第1号）についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

（1）内部統制に関する基本的な考え方

①業務運営の基本方針

当社は、経営の透明性、健全性、機動性を確保し、「理念」「ビジョン」「行動指針（アイビーの誓い）」を原点とした企業活動を行うことにより、理念と戦略と行動を一致させ、積極的な情報開示を行うことにより、全てのステークホルダーから信頼、満足される企業の実現に努める。

【理念】

「愛と美と豊かさの実践と追求」

【ビジョン】

「日本の肌はアイビーがつくる」

【行動指針】

「アイビーの誓い」

- 一. アイビー化粧品は、美と美の限りなき追求をします。
- 一. アイビー化粧品は、自信と誇りをもった製品をとどけます。
- 一. アイビー化粧品は、心を豊かにし、幸福の輪を広げます。
- 一. アイビー化粧品は、地域社会への奉仕と還元につくします。

②当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第399条の13第1項第1号ハ）

当社の取締役は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動を行う。そのため、取締役は、率先して「理念」「ビジョン」「行動指針（アイビーの誓い）」を原点とした企業活動を徹底し、企業倫理の遵守及び浸透を行う。

当社は、当社に関する重要な財務的・社会的・環境的側面の情報（以下「経営関連情報」）の、公正かつ適時・適切な開示が行われ、取締役の職務の執行が法令及び定款を遵守することを目的に、社内体制を構築する。

具体的には、重要な「経営関連情報」について、重要な社内意思決定機関である、「株主総会」「取締役会」「経営会議」「戦略統合会議」における議案並びに報告事項全てが、各取締役並びに監査等委員会に情報が伝えられる報告体制を構築する。

また、内部監査室担当者を選任し、定期的に内部監査を実施する。コンプライアンス体制について、法務知識を持つ担当者をおいた専門部署を設置し、内部監査室担当者と連携し、法令、定款等の社内規程の遵守、企業の社会的な責任の遵守、企業価値の保護に努めることとする。情報開示体制については、開示担当役員のほかに、専門知識を持つIR担当者をおき、適時開示、積極的なIR活動を行うこととする。重要な「経営関連情報」については、法務担当者並びにIR担当者に情報が伝えられる報告体制を構築する。

③当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第2項第4号）

当社の使用人は法令遵守は当然のこととして、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動を行う。そのため、取締役は使用人に対し、「理念」「ビジョン」「行動指針（アイビーの誓い）」並びに企業倫理の遵守についての教育・啓発を行う。

当社の使用人は、業務の運営について、「中期経営計画」及び「各年度予算」並びに、各部署の職務権限を定めた「職務分掌・権限規程」に基づき、業務執行を行う。

当社の取締役及び使用人は、社内における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、社内規程に従い、代表取締役社長並びに内部監査室担当者に報告を行うこととする。代表取締役社長は、当該報告された事実について調査・監督し、適切な対策を決定する。

内部監査については、内部監査室担当者を選任し、内部監査業務を担当させる。担当者は、各部署より収集した資料・情報を基に、各部門に対しヒアリング調査を行い、監査結果を速やかに社長に報告する。

また、予算管理・部門計画進捗管理については、各会議体の事務局が経営状況並びに経営の重要課題につき報告書を作成し、社長をはじめ取締役会メンバーに随時報告を行う。

さらに、ISO（品質マネジメントシステム）対象部門については、定期的にISO事務局による内部監査を行い、その内容は担当役員を通じて社長に直接報告を行う。

④当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第110条の4第2項第1号）

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。特に、職務の執行に係る重要文書については、少なくとも10年間は適切に保存し、監査等委員である取締役が必要に応じて閲覧が可能な状態にしておく。

情報の管理については、「情報システム管理規程」に基づき対応する。うち個人情報については、「個人情報及び特定個人情報保護規程」に基づき対応し、当社の全取締役並びに全従業員を対象に、個人情報保護に関する教育を行うこととする。

⑤当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第110条の4第2項第2号）

当社は、内部監査室、法務部門である管理部並びにIR担当部門において、「特定商取引に関する法律」「医薬品医療機器等法」「会社法」「金融商品取引法」などの法令遵守を目的とし、社内の「リスク情報」の収集を行い、関連各部署並びに顧問弁護士を含めて必要な対策を講じる。

⑥当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（（会社法施行規則第110条の4第2項第3号）

当社は、「取締役会」を定例で四半期毎に開催するほか臨時取締役会を複数回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行の監督等を行う。各取締役及び監査等委員会は、企業理念、経営の基本方針に基づき、法令及び定款に違反なきよう審議を行う。

当社の取締役は、業務の運営について、「中期経営計画」及び「各年度予算」並びに、各部署の職務権限を定めた「職務分掌・権限規程」に基づき、業務執行または監督を行う。また、実務担当取締役・常勤の監査等委員である取締役・執行役員・社長の指名する部長により構成される「経営会議」を設置する。「取締役会」並びに「経営会議」で経営に関する重要事項の審議、承認を行うことで、意思決定の迅速化とコーポレート・ガバナンスの徹底を図る。

また、「経営会議」の諮問機関であり、実務を担当する部長により構成される「戦略統合会議」を定期的に開催し、予算管理をはじめ、重要事項の進捗確認や部門間の連携・牽制を図り、課題に対し機動的に対処できる体制を整えることとする。

⑦監査等委員会の職務を補佐すべき使用人に関する事項及び他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項（会社法施行規則第110条の4第1項第1号、第2号）、監査等委員会の職務を補佐すべき使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項（同第3号）

現在、監査等委員会の職務を日常的に補助する使用人はいないが、必要に応じて、監査等委員会の業務補助のため監査等委員会スタッフをおく可能性がある。その人事については、取締役と監査等委員会が意見交換を行い、監査等委員会の意見を尊重し、取締役が決定する。

⑧当社の監査等委員会への報告に関する体制（会社法施行規則第110条の4第1項第4号）

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに直接監査等委員会に報告する。

また監査等委員である取締役は、取締役会への参加は勿論、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、「経営会議」などの重要会議に出席できるとともに、稟議書や主要な申請書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができることとする。

⑨前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第1項第5号）

当社は、公益通報者保護規程に基づき、公益通報をしたことを理由として、公益通報をした者に対し、解雇その他いかなる不利益取扱いを行ってはならないものとする。また、公益通報をした者に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことができるものとする。

⑩当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第110条の4第1項第6号）

監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、当該職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに処理を行うものとする。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第1項第7号）

監査等委員会の過半数は独立社外取締役とする。監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役をおくほか、専門能力に優れた監査等委員である社外取締役をおく。監査等委員会は、法律知識を有する法務専門担当者と連携し、会社情報の適時開示に係る社内体制も含め、取締役会などに必要な助言を行うこととする。

また、監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、必要に応じて、会計監査人並びに顧問弁護士などとも意見交換を行い、助言を得ることとする。

⑪財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動を強化し、適正かつ有効な評価ができるように内部統制システムを構築し、かつ適正な運用を行っていくものとする。

また、財務報告に係る内部統制において、各組織（者）は以下の役割を確認する。

- ・当社の経営者は、組織の全ての活動において最終的な責任を有しており、本基本方針に基づき内部統制を整備・運用する。
- ・取締役会は、経営者の内部統制の整備及び運用に対して、監督責任を有しており、財務報告とその内部統制が確実に実行されているか経営者を監視、監督する。
- ・監査等委員会は、独立した立場から、財務報告とその内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する。
- ・内部監査室は、内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部監査活動を通じて、内部統制の整備及び運用状況を検討・評価し、必要に応じてその改善策を経営者並びに取締役会に提唱する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ・当社の内部統制システムの整備・運用状況に関し、当社の内部監査室が6区分毎（統制環境・リスクの評価と対応・統制活動・情報と伝達・モニタリング・ITへの対応）のチェック項目に従って監査を行い、改善を進めました。
- ・リスク管理におきましては、リスク管理規程に基づき、当社の経営に重大な影響を及ぼすリスク要因を洗い出して、損害の回避及び軽減を図るべくリスク管理計画を策定し、対策に取り組みました。
- ・取締役会を15回（書面決議含む）開催し、当社の重要な意思決定を行いました。各取締役及び監査等委員である取締役は、企業理念、経営の基本方針に基づき、法令及び定款に違反なきよう審議しております。
- ・監査役会を2回、監査等委員会設置会社へ移行した令和4年6月29日以降は監査等委員会を9回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務遂行の監査、法令、定款等への遵守について監査致しました。
- ・経営会議においては、資本政策の審議、中期経営計画の推進、重要かつ緊急経営課題の審議、規程の改定審議など、必要に応じて行いました。

- ・戦略統合会議においては、経営計画・部門計画の進捗管理、年度経営指標の予実管理、予実乖離対策方針の策定と実行指示、新製品発売の決定、月次予算管理、業務遂行についての実務的な内容の審議などを定期的かつ積極的に行いました。
- ・情報開示体制については、I R 担当者をおき、適時開示、積極的な I R 活動を行ってまいりました。
- ・取締役会において、任意の報酬委員会を設置し、報酬委員会からの答申に基づき、「役員報酬の決定方針」を定めました。
- ・コンプライアンス体制についても、法務知識を持つ担当者をおいた専門部署を設置し、また、当社内部監査室及び第三者機関に公益通報窓口を設置して通報内容が監査等委員会に報告される体制を整備し、法令、定款等の社内規程の遵守、企業の社会的な責任の遵守、企業価値の保護に努めてまいりました。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や、反社会的勢力による被害を防止するために、取引関係を含め反社会的勢力と一切の関係をもたず、不当な要求に対しては毅然とした対応で拒絶することを基本的な方針としています。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は反社会的勢力への対応部門として、管理部を主管部署とし、特殊暴力対応担当者を選任しております。

担当者は、社内のみならず必要に応じ行政機関、警察署、特殊暴力防止対策連合会等関連機関、顧問弁護士等の外部機関とも連携・協力を図り、特殊暴力防止対策連合会が開催する研修への参加、各種機関からの情報収集、役員・社員への情報の提供及び教育の徹底等を行っております。また、万が一反社会的勢力から脅威を受けたり、被害を受けるおそれのある場合には、会社全体として、速やかに対処できる体制を整備しております。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,306,646	流動負債	1,158,328
現金及び預金	247,670	支払手形	21,104
売掛金	1,192,462	電子記録債務	128,221
商品及び製品	350,872	買掛金	96,196
仕掛品	6,087	短期借入金	165,480
原材料及び貯蔵品	499,012	一年内償還予定社債	66,000
前払費用	63,636	一年内返済長期借入金	206,644
未収入金	7,039	未払金	54,197
その他	6,475	未払費用	252,877
貸倒引当金	△66,611	未払法人税等	17,331
固定資産	1,547,429	未払消費税等	66,805
有形固定資産	773,472	その他	83,469
建物	218,663	固定負債	713,613
構築物	6,940	社債	36,000
機械及び装置	19,025	長期借入金	336,352
車両運搬具	2,070	繰延税金負債	118,793
工具、器具及び備品	9,800	未払役員退職慰労金	420
リース資産	7,500	再評価に係る繰延税金負債	4,936
土地	509,472	役員株式給付引当金	29,309
無形固定資産	35,990	その他	187,801
特許権	4,327	負債合計	1,871,942
施設利用権	4,660	純資産の部	
ソフトウェア	26,674	株主資本	2,092,584
その他	327	資本金	1,304,200
投資その他の資産	737,966	資本剰余金	843,800
長期貸付金	40,381	資本準備金	843,800
長期預金	33,812	利益剰余金	862,138
前払年金費用	388,214	利益準備金	201,050
差入保証金	327,857	その他利益剰余金	661,088
その他	56,446	別途積立金	2,353,000
貸倒引当金	△108,746	繰越利益剰余金	△1,691,911
資産合計	3,854,075	自己株式	△917,553
		評価・換算差額等	△117,871
		土地再評価差額金	△117,871
		新株予約権	7,420
		純資産合計	1,982,133
		負債純資産合計	3,854,075

損 益 計 算 書

（令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		2,942,229
売 上 原 価		830,943
売 上 総 利 益		2,111,286
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,129,353
営 業 損 失		18,067
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,877	
貸 貸 料 収 入	19,434	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	16,868	40,180
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,795	
社 債 利 息	599	
貸 貸 料 原 価	25,441	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	5,842	43,678
経 常 損 失		21,565
特 別 損 失		
事 業 再 編 損 失	75,656	75,656
税 引 前 当 期 純 損 失		97,222
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	11,912	
法 人 税 等 調 整 額	275,478	287,390
当 期 純 損 失		384,612

株主資本等変動計算書

(令和4年4月1日から)
(令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	1,304,200	843,800	—	843,800	201,050	2,353,000	△1,292,326	1,261,723	△1,031,996	2,377,727
当 期 変 動 額										
当 期 純 損 失 (△)							△384,612	△384,612		△384,612
自己株式の処分									91,576	91,576
利益剰余金から資本剰余金へ振替			14,972	14,972			△14,972	△14,972		—
新株予約権の行使			△14,972	△14,972					22,865	7,892
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△399,585	△399,585	114,442	△285,142
当 期 末 残 高	1,304,200	843,800	—	843,800	201,050	2,353,000	△1,691,911	862,138	△917,553	2,092,584

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△117,871	△117,871	7,513	2,267,369
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失 (△)				△384,612
自己株式の処分				91,576
利益剰余金から資本剰余金へ振替				—
新株予約権の行使			△92	7,800
当期変動額合計	—	—	△92	△285,235
当 期 末 残 高	△117,871	△117,871	7,420	1,982,133

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

- ・商品・製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下の方法により算定しております。）

- ・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下の方法により算定しております。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。

③ リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

3年間で均等償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、各取引先の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき計上しております。退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。当事業年度末は、年金資産の額が退職給付債務を超過しているため、その超過額388,214千円は、前払年金費用として表示しております。

③ 役員株式給付引当金

取締役株式交付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込み額に基づき計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、化粧品及び医薬部外品の製造販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、割戻し等を控除した金額で測定しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

① 貸倒引当金

イ 当事業年度の計算書類に計上した額

(単位：千円)

勘定科目	当年度計上額
貸倒引当金（流動）	66,611
貸倒引当金（固定）	108,746

ロ 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

貸倒引当金については、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、各取引先の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。当社は全販売会社に決算書の提出を求めており、各販売会社の決算数字及び研修動員などの活動状況及び各販売会社からの入金実績や経営状況のヒアリングを通じて与信ランクを作成しており、そのデータに基づき算出しております。

当社は、現状の貸倒引当金計上額で、当社が認識する信用リスクから発生する可能性のある損失を適切に見積もっていると考えておりますが、貸倒引当金の見積りは基本的に過去のデータにより計算しているため、将来見込等の要素も加えているものの急激な経済金融情勢の変化等により、実際の貸倒損失が引当金計上額と相違する可能性があります。

②棚卸資産

イ 当事業年度の計算書類に計上した額

(単位：千円)

勘定科目	当年度計上額
商品及び製品	350,872
仕掛品	6,087
原材料及び貯蔵品	499,012

ロ 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度末の棚卸資産の計上額は、在庫原価から「評価損」(収益性の低下に伴う簿価切下)差し引いた金額です。また翌事業年度以降の数年間における出荷予測数と棚卸資産の品質期限とを照らし合わせて、出荷見込みの低い棚卸資産の金額を「評価損」として算出しており、「評価損」の金額は売上原価に含まれております。

当社の取引先である販売会社については、全販売会社から決算報告書を手入しており、販売会社の在庫状況についても、各種データやヒアリングにより確認しております。当事業年度は、浸透美活液の受注が増加したことにより棚卸資産が減少いたしました。製品ごとの出荷予測数値は、過去数年の出荷数と上記流通在庫その他の状況を考慮し、今後も販売会社の売上高が過去のトレンドで推移すると仮定し、算出しております。

当社は、現状の在庫評価基準に基づく「評価損」を差し引いた棚卸資産計上額が適正であると考えておりますが、化粧品市場におけるマーケットの変化や経済情勢の変化等により、棚卸資産の「評価損」と将来における廃棄金額が相違する可能性があります。

4. 追加情報

①従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

(イ)「従業員向け株式交付信託」の概要

当社は、平成29年5月11日開催の取締役会決議に基づき、当社従業員(以下、「従業員」といいます。)の当社業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、「従業員向け株式交付信託」を導入致しました。

当社は、従業員向けインセンティブ・プランとして、米国で普及している従業員向け報酬制度のESOP(Employee Stock Ownership Plan)を参考に、本制度の導入を検討してまいりました。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託(以下、「本信託」といいます。))を設定し、信託を通じて当社の普通株式(以下、「当社株式」といいます。))の取得を行い、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して、当社取締役会が定める社員株式交付規程に従い、従業員の職位や会社業績等に応じて、本信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランであります。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

(ロ) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度290,080千円、36,719株であります。

(ハ) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

②役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

(イ) 「取締役に対する業績連動型株式報酬制度」の概要

当社は、平成29年6月29日開催の株主総会決議に基づき、当社の業績及び株式価値と当社取締役（以下「取締役」といいます。）の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「取締役に対する業績連動型株式報酬制度」を導入致しました。

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、業績等の一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各取締役に對して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度として、「役員向け株式交付信託」を導入致しました。

(ロ) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度367,863千円、46,565株であります。

(ハ) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	建物	204,177 千円
	構築物	6,591 千円
	土地	509,472 千円
	長期預金（注）	60,010 千円
	計	780,252 千円
② 担保に係る債務	短期借入金	165,480 千円
	長期借入金	479,736 千円
	社債	102,000 千円
	計	747,216 千円

（注）担保資産の長期預金は、得意先（販売会社）4社の金融機関借入金60,000千円を担保するため、物上保証に供しているものであります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,462,041 千円

(3) 保証債務

以下の得意先の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

有限会社NES	20,000千円
計	20,000千円

- (4) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日改正）に基づき土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額にかかる税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4項に定める地価税法（平成3年公布法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価格を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいております。

- ・再評価を行った年月日 平成14年3月31日
・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△209,029千円

(5) 取締役に対する金銭債務

- ①短期金銭債務 流動負債(その他) 60,000千円
②長期金銭債務 固定負債(その他) 175,000千円

(6) その他

保証協会による保証を受けた借入金200万円に対し、代表取締役白銀浩二による連帯保証が行われております。

6. 損益計算書に関する注記

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております（△は戻入額）。

△28,765 千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,104,000株	-株	-株	5,104,000株
A種優先株式	500,000株	-株	-株	500,000株
合計	5,604,000株	-株	-株	5,604,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	255,474株	-株	24,592株	230,882株

(注) 普通株式の自己株式数の減少は、第3回新株予約権行使による13,000株、及び従業員向け株式交付信託からの株式交付11,592株によるものであります。

(3) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度期末
第3回新株予約権	普通株式	1,000,000	-	13,000	987,000
第4回新株予約権	普通株式	220,000	-	-	220,000
合計		1,220,000	-	13,000	1,207,000

(4) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

該当事項はありません。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、化粧品の製造販売を行うための事業計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、全く行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。外貨建の営業債権は、存在しません。

また、取引先企業に対し長期貸付を行っており、貸付先の信用リスクに晒されており

ます。また、得意先（販売会社）の金融機関借入に対し定期預金の物上保証を実施し、長期預金は、保証先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金・社債・長期借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、社債の償還日は最長で決算日後3年であります。このうち458,480千円は、金利の変動リスクに晒されておりますが、残り351,996千円は、固定金利契約であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、売掛金管理規程・与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、当社は、社外貸付金規程・社外連帯保証規程に従い、長期貸付金・物上保証について、経理部が貸付先・保証先ごとに残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当事業年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金及び預金、支払手形、電子記録債務、買掛金、短期借入金、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 売掛金	1,192,462		
貸倒引当金(*1)	△66,611		
	1,125,851	1,125,851	-
② 長期貸付金(*2)	42,169		
貸倒引当金(*1)	△36,769		
	5,400	5,400	-
③ 長期預金(*3)	33,812	33,812	-
④ 差入保証金	327,857	316,969	△10,888
⑤ その他(投資その他の資産)	46,868		
貸倒引当金(*1)	△46,868		
	-	-	-
資産計	1,492,921	1,482,033	△10,888
① 社債(*4)	102,000	99,631	△2,368
② 長期借入金(*5)	542,996	518,392	△24,603
③ その他(固定負債)(*6)	235,000	217,682	△17,317
負債計	1,376,060	1,331,771	△44,288

(*1) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 長期貸付金には一年内回収予定長期貸付金が含まれております。なお、貸借対照表において「一年内回収予定長期貸付金」は「その他」に含めて表示しております。

(*3) 当該長期預金は、貸借対照表に関する注記に記載のとおり、物上保証に供しております。この物上保証に係る貸倒損失に備えるため、貸倒引当金25,108千円を計上しておりますが、表中には含まれておりません。

(*4) 社債には一年内償還予定社債が含まれております。

(*5) 長期借入金には一年内返済予定長期借入金が含まれております。

(*6) その他(固定負債)には、一年内返済予定の流動負債(その他)が含まれておりません。

(3)金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価額であり調整されていないものをいう。当該価額は、時価の最適な根拠を提供するものであり、当該価額が利用できる場合には、原則として、当該価額を調整せずに時価の算定に使用する。

レベル2の時価：資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1以外のインプットをいう。

レベル3の時価：資産又は負債について観察できないインプットをいう。当該インプットは、関連性のある観察可能なインプットが入手できない場合に用いる。

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	-	1,125,851	-	1,125,851
長期貸付金	-	5,400	-	5,400
長期預金	-	33,812	-	33,812
差入保証金	-	316,969	-	316,969
社債	-	99,631	-	99,631
長期借入金	-	518,392	-	518,392
その他(固定負債)	-	217,682	-	217,682

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

① 売掛金

各取引先の債権額は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、当該帳簿価額から個別に計上している貸倒引当金を差し引いて算定しております。

② 長期貸付金、⑤ その他(投資その他の資産)

各取引先の債権額は、その将来キャッシュ・フローを既発国債流通利回りに信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっております。また、現在価値

から個別に計上している貸倒引当金を差し引いて算定しております。

③ 長期預金

時価は、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 差入保証金

時価は、市場価格がなく、帳簿価額を退去までの見積り期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

① 社債、② 長期借入金、③ その他(固定負債)

時価は、市場価格がなく、元利金の合計額を当該社債、長期借入金及び固定負債その他の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	3,480千円
繰延資産の償却超過額	2,509千円
税務上の繰越欠損金	496,087千円
貸倒引当金	53,659千円
役員株式給付引当金	8,968千円
棚卸資産評価損	100,445千円
販売促進費否認	1,168千円
未払経営指導料・販社リファンド	41,712千円
未払費用(事業再編関連費用)	20,922千円
税務上追加計上した売上高	94,090千円
子会社清算にともなう住民税控除等の引継	5,534千円
その他	2,933千円
繰延税金資産小計	831,513千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△496,087千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△335,425千円
評価性引当額小計	△831,513千円
繰延税金資産合計	-千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△118,793千円
繰延税金負債合計	△118,793千円
繰延税金負債の純額	△118,793千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

該当事項はありません。

(2) 役員

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員	白銀浩二	被所有 直接 2.3% 間接16.1%	代表取締役	資金貸借	250	流動負債（その他）	60
				資金返済	15	固定負債（その他）	175
				債務保証	-	-	259

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社代表取締役白銀浩二からの資金貸借については、資金繰りに余裕を持たせるため、無担保無利息で借り入れた資金であります。

保証協会による保証分（株式会社横浜銀行73百万円、りそな銀行123百万円、さわやか信用金庫63百万円）に対し、代表取締役白銀浩二が債務保証しております。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

商品売上	3,207,092
エイド売上	34,994
売上割戻	299,857
顧客との契約から生じる収益	2,942,229
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,942,229

なお、当社は、化粧品製造・販売事業の単一セグメントであるため、報告セグメント別の記載はありません。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、化粧品及び医薬部外品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引

渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、割戻し等を控除した金額で測定しております。対価について、履行義務の充足時点から概ね3ヶ月以内に受領しております。

従前販社の保有する在庫の交換に要する費用として、返金負債を売上のマイナス項目として計上しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,423,423
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,192,462
契約負債（期首残高）	22,225
契約負債（期末残高）	-

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 201円54銭
(2) 1株当たり当期純損失 △85円19銭

- (注) 1. 1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式、及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、従業員向け株式交付信託が所有する当社株式（当事業年度末36,719株、期中平均株式数41,177株）、及び役員向け株式交付信託が所有する当社株式（当事業年度末46,565株、期中平均株式数46,565株）及び、A種優先株式に係る資本金及び資本剰余金を控除し算定しています。
2. 1株当たり当期純利益は、当期純損益からA種優先配当の会計期間に係る支払想定額を控除し算定しています。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

- (注) 本貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和5年5月12日

株式会社アイビー化粧品

取締役会 御中

東 光 監 査 法 人
東 京 都 新 宿 区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 勝 伸 一 郎 印
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 川 治 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイビー化粧品の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

令和5年5月16日

株式会社アイビー化粧品

代表取締役社長 白 銀 浩 二 殿

株式会社アイビー化粧品 監査等委員会

取 締 役	野 本	優	Ⓔ
常 勤 監 査 等 委 員	中 山	圭 史	Ⓔ
社 外 取 締 役 員	緒 方	孝 則	Ⓔ
監 査 等 委 員	和 田	司	Ⓔ
社 外 取 締 役 員			
監 査 等 委 員			

当監査等委員会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第110条の4に定める体制の整

備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の方針の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。

当社は、社会全体のデジタル化を考慮し、居住地にかかわらず多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図り、また、各種の感染症や大規模自然災害発生時等のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第20条に第2項を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。(下線は変更部分を表します。)

現行定款	変更案
第20条[招集] 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。 (新設)	第20条[招集] 1. 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。 2. <u>当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会終結のときをもって、任期満了となります。また、当社の経営基盤強化をはかるため、1名を増員いたしたく存じます。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	しろがね えみこ 白銀 恵美子 (昭和14年2月20日生)	昭和55年11月 当社取締役 平成3年2月 当社代表取締役社長 平成4年7月 当社代表取締役会長 平成8年2月 当社取締役会長（現任） (取締役候補者とした理由) 当社の創業原点と理念を共有し、創業からの経験と現状視点を持ち、経営の忠実な執行と助言により当社の成長に貢献してきたことから、引き続き取締役候補者となりました。	130, 120株
2	しろがね こうじ 白銀 浩二 (昭和41年4月30日生)	昭和61年11月 当社取締役 平成4年7月 当社常務取締役 平成8年2月 当社専務取締役 平成9年4月 当社代表取締役副社長 平成13年1月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社白銀社 代表取締役社長 (取締役候補者とした理由) 当社の経営理念と創業者の志を直接継承し、理念と戦略と行動を一致させる経営指揮を執る経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。	128, 260株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	なかやま せいじん 中山 聖 仁 (昭和40年12月15日生)	<p>平成10年4月 メリルリンチ日本証券株式会社入社 平成14年3月 同社退社 平成14年4月 当社入社 平成28年6月 当社取締役 経理部長 兼 経営管理部長 平成29年5月 当社常務取締役 経理部長 兼 経営管理部長 平成30年10月 当社取締役 経理部長 兼 経営管理部長 令和4年4月 当社取締役 経営管理部長 令和5年4月 当社取締役 管理部、人事部、お客様相談室担当役員 兼 経営管理部長 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) I R 広報、株式市場動向、株式実務、経営分析に必要な経験と知識を有し、販売会社の経営コンサルティングと企業価値向上に貢献してきたことから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	7,800株
4	えがわ かずのり 江 川 和 憲 (昭和41年5月7日生)	<p>平成元年4月 当社入社 平成16年6月 当社取締役 平成18年6月 当社取締役退任 当社執行役員 営業美容教育本部 副本部長 令和元年6月 当社取締役 営業本部長 令和4年4月 当社取締役 経営企画室長 令和5年4月 当社取締役 広報企画部、美里工場、生産管理部担当役員 兼 経営企画室長 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 営業現場と販売組織の統括マネジメントから培った経験、及び地域特色に対する高い認識、現場支援に必要な戦略企画力と実行力を有し、営業領域で貢献してきたことから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	860株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	しろがね かずこ 白銀佳寿子 (昭和39年1月26日生)	<p>平成18年10月 株式会社アイブラティナ 代表取締役社長 平成26年3月 同社 代表取締役社長退任 令和3年6月 当社取締役 令和5年3月 当社取締役 製品企画部担当役員 (現任)</p> <p>(重要な兼務の状況) 株式会社白銀社 取締役</p> <p>(取締役候補者とした理由) 当社の子会社であった株式会社アイブラティナの代表取締役として、会社経営や化粧品事業に従事した経験を有し、女性視点から製品や美容領域の経営課題の発見を行っていることから引き続き取締役候補者といいたしました。</p>	1,600株
6※	のもと まさる 野本優 (昭和31年8月5日生)	<p>昭和57年9月 当社入社 平成14年6月 当社取締役 平成16年4月 当社顧問 平成18年4月 当社執行役員 平成18年6月 当社取締役 社長室Manager 平成19年6月 当社常務取締役 企画管理本部長 平成25年5月 当社取締役 マーケティング部 担当役員 兼 部長 平成27年6月 当社常務取締役 マーケティング部 担当役員 兼 部長 平成29年5月 当社専務取締役 営業本部長 平成30年10月 当社常務取締役 社長室担当 平成31年3月 当社常務取締役辞任 令和元年6月 当社常勤監査役 令和4年6月 当社取締役常勤監査等委員 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 長年の職務をとおして、営業、マーケティング、企画、管理等、幅広い領域を経営視点で業務執行にあたった経験を活かし、当社の経営基盤の強化に尽力いただきたく、取締役候補者といいたしました。</p>	6,845株

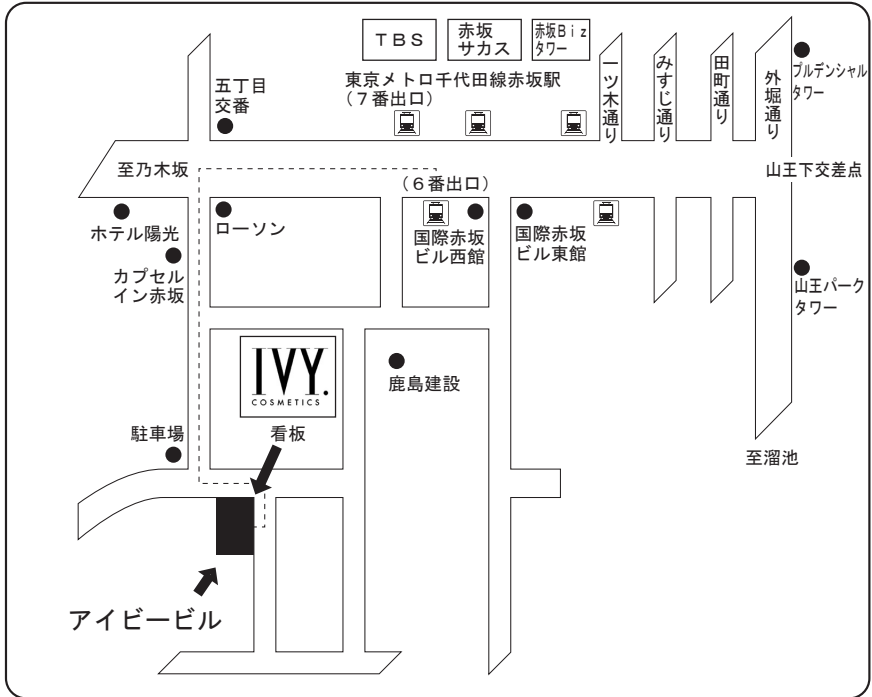
- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 白銀佳寿子氏は、当社代表取締役社長 白銀浩二氏の配偶者であります。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意による背任行為、犯罪行為、詐欺行為、法令違反と裁判所から認定された損害は填補されない等の免責事由があります。各候補者が取締役を選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場案内図

株式会社 アイビー化粧品 1階会議室
東京都港区赤坂六丁目18番3号
電話 (03) 3568-5151(代)



○東京メトロ千代田線赤坂駅より徒歩7分～10分

(なお、当日はお車でのご来場はご遠慮ください。)